

平成 21 年 度 第 2 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 1 年 4 月 2 2 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3 ・ 4 委員会室

第 2 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 1 年 4 月 2 2 日 (水) 午後 2 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3 ・ 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第 1 第 3 号議案 八王子市スポーツ振興審議会委員の解嘱について
- 第 2 第 4 号議案 八王子市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
- 第 3 第 5 号議案 八王子市体育指導委員の委嘱について
- 第 4 第 6 号議案 平成 2 1 年度学校施設改築工事について
- 4 報告事項
- ・八王子市立学校における学校運営協議会委員について (教育総務課)
 - ・八王子市立学校における学校運営協議会運営状況について (教育総務課)
 - ・中学校給食について (口頭) (学事課)
 - ・元川口小学校教諭に係る裁判の判決に対する控訴について (指導室)
 - ・「はちおうじ出前講座」について (生涯学習総務課)

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番)	小田原	榮
委 員	(2 番)	和 田	孝
委 員	(3 番)	川 上	剋 美
委 員	(4 番)	水 崎	知 代
教 育 長	(5 番)	石 川	和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石 川 和 昭
---------------	---------

学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄
学 校 教 育 部 参 事 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教 職 員 人 事 ・ 指 導 担 当)	由 井 良 昌
教 育 総 務 課 長	穂 坂 敏 明
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	穴 井 由 美 子
施 設 整 備 課 長	萩 生 田 孝
学 事 課 長	野 村 み ゆ き
学 校 教 育 部 主 幹 (中 学 校 給 食 担 当)	小 松 正 照
学 校 教 育 部 主 幹 (学 区 等 調 整 担 当 兼 特 別 支 援 教 育 ・ 指 導 事 務 担 当)	海 野 千 細
指 導 室 統 括 指 導 主 事 (企 画 調 整 担 当)	宇 都 宮 聡
指 導 室 統 括 指 導 主 事 (教 育 セ ン タ ー 担 当)	内 野 雄 史
指 導 室 統 括 指 導 主 事 (教 育 施 策 担 当)	宮 崎 倉 太 郎
指 導 室 先 任 指 導 主 事	所 夏 目
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	榎 本 茂 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 (八 王 子 市 図 書 館 長)	坂 倉 仁
生 涯 学 習 総 務 課 長	桑 原 次 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	遠 藤 辰 雄
学 習 支 援 課 長	設 楽 い づ み
文 化 財 課 長	渡 辺 徳 康
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (ス ポ ー ツ 施 設 担 当)	若 林 育 男
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (こ ど も 科 学 館 長)	齋 藤 和 仁
教 育 総 務 課 主 査	町 田 和 雄
施 設 整 備 課 主 査	松 本 眞 次
指 導 室 主 査	古 川 洋 一 郎
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	清 水 秀 樹
生 涯 学 習 総 務 課 主 査	前 田 高 明

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査

後 藤 浩 之

教 育 総 務 課 主 任

佐 藤 秀 靖

教 育 総 務 課 主 任

平 井 健 太 郎

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成21年度第2回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番 川上剋美委員 を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

なお、本日は教育長が5時以降に予定が入っておりますので、それまでに終わりたいと思いますので、進行よろしく御協力お願いいたします。

小田原委員長 日程第1、第3号議案 八王子市スポーツ振興審議会委員の解嘱について及び日程第2、第4号議案 八王子市スポーツ振興審議会委員の委嘱についてについては、相互に関連いたしますので、一括議題に供します。

各案につきまして、スポーツ振興課から御説明願います。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、第3号議案及び第4号議案続けて、担当の清水主査の方から説明いたします。

清水スポーツ振興課主査 スポーツ振興課主査、清水でございます。

それでは、第3号議案と4号議案について御説明いたします。

まず、第3号議案 八王子市スポーツ振興審議会委員の解嘱についてでございますが、関係行政機関の委員といたしまして、生涯学習スポーツ部長の菊谷文男に委嘱していましたが、平成21年3月31日付人事異動に伴いまして、解嘱といたします。

続いて、第4号議案 スポーツ振興審議会委員の委嘱についてでございますが、解嘱となります菊谷文男の後任といたしまして、平成21年4月1日付人事異動により、生涯学習スポーツ部長に着任いたしました榎本茂保を委嘱するものでございます。

以上で、説明を終わります。

小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑並びに御意見ございましたら、どうぞ。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案と第4号議案につきましては、御提案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第3号議案、4号議案につきましては、そのとおり決定することにいたしました。

小田原委員長 続けて、日程第3、第5号議案 八王子市体育指導委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、引き続きスポーツ振興課から説明願います。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、第5号議案を説明いたします。説明につきましては、清水主査から行います。

清水スポーツ振興課主査 引き続きまして、スポーツ振興課主査、清水が御説明いたします。

第5号議案ですが、八王子市体育指導委員の委嘱についてでございます。議案のとおり、鈴木一美ほか3名を適任と認め、スポーツ振興法第19条の規定に基づき、平成21年5月1日付で委嘱しようとするものでございます。

八王子市体育指導委員は、定数49名以内とし、うち38名につきましては、昨年平成20年4月1日に委嘱をしております。今回、新たに4名を委嘱することによりまして、合計42名となります。

なお、体育指導委員は社会的信望があり、スポーツに対する深い関心と理解を持ち、その職務を行うに必要な熱意と能力を有する者を任命すると規定されております。

候補者は、地区体力づくり運営委員などを経験され、スポーツに精通していることなどを考慮し、選任したところでございます。

以上で、説明を終わります。

小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見、ございましたらどうぞ。

特にありませんか。

特にないようですが、ちょっと、変なことを聞いてよろしいですか。第5号議案は、第3号議案、4号議案終わったんだけど、同じような委員の委嘱なんですけど、提案の提示の仕方がちょっと違いますね。これは、どういう違いなんですか。

遠藤スポーツ振興課長 第5号議案につきましては、スポーツ体育指導員の委嘱でございます。これはスポーツ振興法の19条の方に趣旨が載っておりますが、片やこちらのスポーツ振興審議会の委員につきましては、スポーツ振興審議会に関する条例がございまして、第3条第2項にございます。この仕方としましては、人事異動に伴うものでございますので、ここで議案として上程させていただきまして、決定をしていただくという手続きに踏みました。

小田原委員長 それはそれでいいんだけど、そうすると、条例第3条の第2項に基づきというのは、入れなくてよろしいんですか。

遠藤スポーツ振興課長 この第3条の第2項につきましては、任期の関係でございまして、任期は残任期間とするということなので、それは特にここでは入れてございませんけれども、3条のうたっているその任期については、残任期間の任期ということでございます。

小田原委員長 いやいや、それはそれでいいんだけど、提案の仕方として、議案の提示の仕方として、何々に基づき、何々を委嘱するものとする。これは、よくわかる、この形は。第3号、4号議案の場合には、「について」の以下は辞令になっちゃっているんです。そうすると、その議案の提示の仕方だと、ちょっと違うんじゃないかということで、その違いはということかとお尋ねしたわけなんですけど。委嘱の規定があれば、それに基づいて何々とするというのが、委員会として議案の出し方ではないか。委員を委嘱すると、審議会委員を委嘱する、だれだれというふうにするのではなくて。

遠藤スポーツ振興課長 おっしゃるとおりでございます。それは、基づいてということを入れてやる方がよかったかなと思っています。

石川教育長 いいですか。これ、残余の期間、本来ならば今の体育指導員は昨年任命をされているわけで、欠けている部分について、ここで補充をしたということだから、再任と新任というのがあるけれども、途中で抜けちゃっている者も再任というんですか。何かこの辺のことは、何かあるのかどうか。

遠藤スポーツ振興課長 再任と言いますのは、前回、確かにこの期間抜けていますけれども、前任までやっておられた方でございますので、ここで再任というふうに書かせていただきました。

小田原委員長 よろしいですか。

川上委員 先ほどはよくわからなかったんですが、去年、38名を委嘱していて、49名以内という規定があるということがわかりました。

今回、4名を委嘱することの理由は何でしょうか。

遠藤スポーツ振興課長 地区から出ていない地区がございましたものですから、かねてからお願いをしておったところでございます。そういう中で、地区で推薦があったということで、ここで委嘱するという形でございます。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 そうすると、前回空欄になっていた部分は、埋まったと見ていいんですか。

遠藤スポーツ振興課長 まだ埋まっていない部分がございます。

小田原委員長 ありますか。それを引き続き、委嘱をお願いしているということですね。

ということでございますが、そのほかいかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、ないようございましたら、第5号議案につきまして、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第5号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第4、第6号議案 平成21年度学校施設改築工事についてを議題に供します。

本案について、施設整備課から説明願います。

萩生田施設整備課長 それでは、第6号議案 平成21年度学校施設改築工事について御説明いたします。

本議案は、平成21年度学校施設の改築工事につきまして、今後、議会に契約議案として提出するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、教育委員会の意見を聞かなければいけないということになっておりますので、意見聴取をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当の松本主査の方から御説明いたします。

松本施設整備課主査　それでは、平成21年度学校施設改築工事につきまして、施設整備課主査、松本が説明をいたします。

平成21年度に実施する改築工事のうち、議会の議決を経て契約する工事につきまして、概要を説明いたします。

第三小学校の改築工事ですが、老朽化した校舎、体育館、プール、主に昭和32年から50年度に建築した建物ですが、これらを改築し、耐震性を確保することにより、児童に安全で快適な教育環境を整備するとともに、災害時の避難場所としての機能の確保を図るものです。

平成20年度に既存校舎等の第一期解体工事、校舎につきましては東側半分を解体いたしまして、その後新しい校舎等の建築工事につきまして、平成20年度の第3回市議会定例会9月議会の議決を経て契約を行い、現在くい打ち工事を進めているところです。

平成21年度に議会の議決を経て契約する設備工事のうち、電気設備工事及び給排水衛生・ガス設備工事を、第2回市議会定例会6月議会の議決を経て工事契約を行い、平成22年8月中旬完了予定です。その後、残りの校舎、体育館等の解体工事を行い、校庭整備工事を行うものです。

続きまして、第五中学校改築工事ですが、こちらも同じように、老朽化した校舎、体育館、プール、昭和30年度から昭和52年に建築されたものですが、これらを改築し、耐震性を図ることにより、生徒に安全で快適な教育環境を整備するとともに、災害時の避難場所としての機能の確保を図るものです。

対象工事につきましては、建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事、給排水衛生・ガス施設工事です。既存校舎、体育館、プール等の第一期解体工事をこれから実施いたしまして、新しい校舎等の建築工事は、第3回市議会定例会9月議会、各設備工事は、第4回市議会定例会12月議会の議決を経て、工事契約を行い、平成23年2月末完了予定です。

以上で、説明を終わります。

小田原委員長　施設整備課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御意見、御質疑ございましたら、どうぞ。

和田委員　2点お尋ねいたします。

まず一つは、両方の学校の校舎の改築の理由のところに、老朽化したという言葉が使われていますが、この老朽化というのは、何か年限の基準であるとか、あるいは構造上の欠

陥があった場合を指すのでしょうか。その基準を教えてくださいとありがたいと思います。

あと、私がちょっと不見識で知らなかったら申しわけないんですが、体育館棟の中の誰でもトイレというのは、これは共通の名称ということで伺ってよろしいのでしょうか。

この2点、まず教えてください。

小田原委員長　　まず、どうぞ。

松本施設整備課主査　施設整備課、建設担当、松本の方から説明させていただきます。

建築基準法で、昭和56年と45年に二度、耐震性に関する改正が行われております。それ以前の建物の中で、特に耐震性について改築する前に、耐力度調査を行いまして、一定基準の、点数以下のものについて改築事業を、この第三小学校、五中につきましても、その所定の点数以下だったので、改築事業に着手しております。

小田原委員長　　老朽化の基準があるのかという質問には、ちょっと答えてないんだけど、52年に。

松本施設整備課主査　昭和45年と56年です。それは、耐震性に関する建築基準法の改正です。

小田原委員長　　それで、そこで改正された建築基準法で、校舎の老朽化ということについてはどういうふうに規定しているのか。それに従って……。三小と五中がそれに該当するという、そういう説明がほしい。

萩生田施設整備課長　老朽化というのは、学校の校舎の耐用年数は、鉄筋、鉄骨コンクリートは、通常60年というふうに言われておりますが、先ほど言いました文部科学省の耐力度調査というのがあるんですが、この調査を行いまして、これはコンクリート強度とか、梁の接合とか、いろいろあるんですけど、その結果を数字化します。その数字化したものが5,000点以下ですと、これは国補助を導入して校舎の改築ができるという制度がございます。

現在は、その耐力度調査を経た中で、一定の点数以下については、老朽化が進んでいるという判断の中で、国の補助金を導入して、改築作業を行いたいということでございます。

小田原委員長　　それも、50%の答弁なんだけど、判断するわけでしょ。老朽化だというふうに判断するわけだから、その順番があるとか、点数化したものがあるわけだから、その点数で、これこれ以下になった場合には、対象になりますよ。今回は、そのうちのどうですという、そういう説明があれば、ああなるほどねとなるんですけども、そういう

説明できますか。

萩生田施設整備課長 この三小と五中については、今言われました耐力度調査の結果、5,000点以下という数字が出ましたので、老朽化しているという中での判断の中で、改築作業に進んだということでございます。

小田原委員長 5,000点以下というのは、ほかにあるのですか、ないのですか。

萩生田施設整備課長 現在、改築作業は、この三小と五中以外に、横山中学校をやっておりますけれども、その三校については5,000点以下ということでございます。

今後につきましては、30年代、40年代の建物ありますけれども、耐震診断等の調査をやっておりまして、耐震補強等で、改築じゃなくて補強等で間に合うということの判断の中で、この三校だけを当年改築ということに進んでおります。

小田原委員長 耐震の方と、耐力度とはまた別ですよ。

萩生田施設整備課長 中身は類似している部分もありますけれども、耐震の調査と耐力度の調査とは、ずれがございます。

小田原委員長 ということで、大体よろしいですか。

和田委員 お聞きしたかったのは、その老朽化という一つの基準に基づいて工事が行われるわけなんです、工事対象がそれぞれ違ってきますよね。つまり、老朽化という言葉で、基準ですべてを判断しているのではなくて、その中にそれぞれ改築をしなければならない内容があるということなんですよ。違ってますよね、対象工事が。ですから、老朽化という言葉だけで何か工事の内容が規定されてしまうということではないというふうに理解をしているんですが、そうなってくると、やはり先ほどのように耐震性の問題であるとか、それから耐力度調査の結果をきちんと出して、そのためにこの工事をやるんだという説明にならなければいけないんじゃないかなというふうに思っているんですが。

その辺のところは、いかがなんでしょうか。両方とも何か、老朽化ということできなり改築の内容が出てきているような気がしますし、対象工事の内容が随分違うのにそういう校舎に老朽化という言葉をつけて工事を始めるという説明を始めているので、その内容は明確にした方がいいのではないかと。なぜ工事をしなければいけないのかという内容を、きちんと説明した方がいいのではないかと。つまり、老朽化という言葉は非常にあいまいではないかというふうに思っているんですが。

萩生田施設整備課長 表現については、すみません。今後委員の意見を踏まえた中でちょっと考えさせていただきます。

小田原委員長　今後、考えるということでもいいんですか。

石垣学校教育部長　老朽化したという、漠とした表現というふうにとられると、確かにそうなんですけれども、耐震の工事をする前に大規模改修、あるいは改築という考えがございました。そういう中で、建築基準法の改正の部分の中で、耐震工事をするという国の基準が出ました。市の方では、それなりの改築工事の日程が決まっております、内々に候補校がありまして、そういう部分の中で、昭和30年前後という部分を一つ、老朽化した校舎というような位置づけをしていたんです。

それで、実際に耐震工事という話になったときには、一定の数字というのがありますから、その中で耐震をやらなきゃいけない。でも、そこは一定の部分でもう耐震をやらなきゃいけないんですけれども、校舎はもう50年近くたっているから、それは改築に回しましょうよというその仕切りがあって、今回、三小と五中についてはかなり古いという話の中でこの改築工事という形になっていったと。ほかのところは一定の基準が耐震の中で確保できていますから、それは耐震工事の方に回していったと。

そういう中で、ちゃんとした数字というのはないんですけれども、建築年度という部分の中で、老朽化という言葉を使っているという、私はそういう認識で今までおりましたので、はっきりした基準はないんですけれども、漠とした部分で老朽化という言葉を使って、仕切りをしていたということでございます。

萩生田施設整備課長　今、すみません、委員の御質問でちょっと私、答弁違ってましたが、耐震工事がそれぞれ違うということでしたけれども、この対象工事というのは、冒頭で申し上げました議会の契約の議決案件、自治法上で2億円以上ということになっておりますので、この対象工事というのは、2億円以上の議会の議決案件という形の中で拾ったものでございます。それで、例えば五中と三小で、五中の方には空調工事がありますけれども、三小の方にはありません。実際には、三小の方も空気調和設備工事をやりますけれども、最初については、予定価格が2億円以下なので議会ものではないという中で、これを対象工事から外しているという、そういった内容でございます。

和田委員　そうすると、実際にはもっといろいろな工事をされるということですよ。

萩生田施設整備課長　実際には、おっしゃいますようにほかの工事もありますけれども、議会の議決を要する工事、自治法で規定されている議決からは2億円以下ですので外れるということで、今回のこれには出していないということでございます。

松本施設整備課主査　誰でもトイレにつきまして、説明させていただきます。

ハートビル条例で、誰でもトイレの設置は義務づけられておりますが、体育館棟につきましても、一般開放等も含めて、エリアで貸し出しを考えたときに、そちらについても誰でもトイレの設置が、利用されるときに必要であるということで、こちら、誰でもトイレの方の設置もしております。

小田原委員長 質問は、そういうことじゃなくて、誰でもトイレというのは、ステージとかアリーナとかいうそういう呼称と、そういう呼び方と同じ呼称として用いている言葉なのか、通称の呼び方をここに使っているのかという質問なんです。

松本施設整備課主査 男女トイレと一緒に、身障の方等だれでも使えるように、スペースとして誰でもトイレという名前で設置しております。

石川教育長 法的に、こういう言葉、文言が使われているわけでしょ。

小田原委員長 つまり、男女トイレと、誰でもトイレというのは違うのか。

松本施設整備課主査 違います。

小田原委員長 物が違うことじゃなくて、トイレでいいんじゃないの。誰でもトイレなんて言わなくたって。トイレの中の一つなんですよ。誰でもトイレというのは、遊びに使われている用語と同じようになっているものですから、ここだけ、特殊な名前で呼ぶことではないのではないかと。議案だから、あえて質問されている内容だということなんです。

和田委員 私が聞こうとした趣旨は、この内容をお聞きして、身障者用トイレというような名称できちんとかういう校舎内の中にトイレを設置する必要がないのかということをごの後お聞きしようと思っていたんです。

つまり、特にそういう規定はないんですね。身障者用のトイレを設置しなければいけないというような規定があって、載せてないんだとすると、この誰でもトイレというのは何となく、だれでもいいんですけれども、しかし、身障者を対象として、きちんとトイレを設置しましたよという意味合いでこの中に記載しなければいけないのかということをごの後質問しようと思っていたんです。それはよろしいんですか。特にそういう文言を使わなくてもよろしいということ。学校の中ですので、そこできちんとした規定があるのかどうか、わからないんですが。身障者に配慮したそういう名称は使わなくてもいいのかということをご、お聞きしようと思っていたんです。もちろん、使う場合には、共有であったりとか、共用であったりとかということになるんだと思うんですが、そういうことは特に必要ないんでしょうか。

小田原委員長 学校の工事、あるいは新築、改築も含めて話題になったこととして、学校

は避難所に指定されるわけですので、その避難所になったときにいつでも使えるトイレを外からも入れるトイレとシャワーとできるようなものを、この機会に設置すべきではないかと、何回も出てくるんです、この場で。そういうことを含めていくと、そういう細かい誰でもトイレにするものとして、いろんなものが、これもこれもとついてくるだろうけど、それも2億円の対象にならないから入らない。この誰でもトイレは、それに入るから入れたんでしょけれども、身障者用のトイレも含めて、男女トイレという中に含めていいというふうに考えるのか、そうじゃなくて、別個にこうやって書かなきゃいけないということになるのか。そこはどうなんですか。

松本施設整備課主査 学校施設は、ハートビル条例で誰でもトイレの設置義務はあります。ですので、校舎、体育館棟でどこかで一つ、ハートビル条例上は設置します。身障者用トイレという限定的ではなくて、どなたでも使えるということを誰でもトイレという呼び名で。すみません、実際は、校舎棟の方に入っている場合もありますし、申しわけございませんが、こちらにつきましては、エリア的には誰でもトイレ、五中につきましては、校舎棟のエリアの方に入っております。こちら訂正させていただきます。三小につきましては、校舎棟の方にも、誰でもトイレがありますので、訂正させていただきます。すみません。

小田原委員長 話があっちこっち……。

松本施設整備課主査 ハートビル条例で設置義務、トイレとは別に名称としてつけさせていただいたわけですけど。

小田原委員長 だから、男女トイレじゃだめなのね。校舎棟の方にも、男女トイレというふうに入れてるんではだめだということですね。校舎棟の方に誰でもトイレを入れてくださいという、そういう話になるんですか。そこが、違うでしょ、やっぱり。

萩生田施設整備課長 誰でもトイレの名称については、すみません、ちょっと今、法の方を調べてますけれども、法上であればその言葉を使わなければいけないと思いますけれども、むしろバリアフリーのトイレと、身障者対応のトイレということは間違いございません。

ただ、その文言について、正式な文言になっているのか、あるいは設計上と言いますか、改築上の技術屋さんの言葉なのか。ちょっとそれは明確ではありませんので、それはまた調査をさせていただきたいと思います。

小田原委員長 今の質問と説明の中に出てきたんだけど、提案の仕方として、説明されていたような形で、ここに提示すべきだろうなというふうに思います。ただ、こういう

下記のとおりとするというので、三小の改築と五中の改築工事という形でもって並べてくるんじゃないくて、説明された文言として説明して、それが何億円以上については議会の承認を必要とするので、教育委員会の意見聴取をするものであるというふうな形で提示するのが適当だろうという感じがします。

もう一つ、和田委員の前半の質問のところに出てきたのは、基準があるのかどうか。例えば、耐震工事の場合には、A、B、Cでしたっけ、市の場合にはやらなきゃいけないというふうな話があるわけでしょ、明確な。部長の説明だと、60年経過したものについては、何校か候補として挙がってきた場合に年次で割り振っていきこうと。

やらなきゃならないわけではないけれども、やるものだというふうに思っちゃっているところがありはしないか。そうでなくて、やっぱりやらなきゃならない工事なんですよというのがわかるような根拠、基準、そういったものを示すべきであろうという、そういうことが言えるのだと。今の質問等、説明を聞いていてと思いますが、いかがですか。

石垣学校教育部長 耐震工事と、それからその前に市が計画していた大規模改修、あるいは、改築と言う部分。あるところで、並行しながら出てきた部分があるんです。それで、改築工事については、一定の線まで候補校が決まっていたけれども、それを改築にしないで耐震と、そういう文部科学省の通達がありまして、耐震工事を優先してやるようにという話がありましたので、私の方には、もう一定の決めた部分がございますから、その部分については改築にして、その後は耐震の結果を見ながら、それで良ければそれは耐震工事にしていきたいと思います、そういう取り決めを経過の中で決めていったという話です。

ですから、今回の場合、この三小と五中、それから横山中もそうでありますけれども、これ改築ということで決まっていた部分がございますので、一定の建築年度のところでここは改築工事にするんだということで決めて、その残りと言ったらおかしいですけど、もう決まった部分の中で今、五中、三小という部分のところの校舎の改築工事、そして、改築工事とは別にここで改築する場合については、電気等、排水工事等も入りますので、今回別々にやっていたもので、電気工事あるいは給排水、ガス工事ということで、今回議会にかけていきますよということで、今回かけさせていただいたんです。

ですから、老朽化したという部分の年度と言う部分は、非常に漠としているわけで、ここら辺のところ、何でうちの学校が改築にならないんだというような市民からの要望もございますけれども、非常にそこら辺のところが微妙なところで、私の方は判断をしてい

たということで、老朽化したという部分について、一定の年数というのは基本的にあるんだらうということで、先ほど施設整備課長が60年ということを書き上げましたけれども、実際にこの部分で出している学校については、50年から52、3年というところになっているんだらうなと思っております。

もちろん、同じように建てても同じところに建てても、使い方とか、最初に建設したときの業者のつくり方等によって、校舎の老朽の度合いというのが違って来るだらうと思っておりますけれども。そんなところで、私ども、ちょっと漠とした部分で、老朽化という言葉を使っておりますので、御了解いただきたいなと思っております。

小田原委員長 老朽化という言葉がいけないだね。使わないようにして、耐震度調査により、これこれと診断されたところから、これこれの改築して耐震性を確保するという文脈になるんじゃないですか。次回からの提案の仕方については、工夫していただければというふうに思います。

そのほか、御質問、御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 じゃあ、特にないようでございますので、お諮りいたしますが、第6号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第6号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 議事案件は以上で、続けて報告事項となります。教育総務課から御報告願います。

穂坂教育総務課長 八王子市立学校における学校運営協議会委員について、それから、同じく学校運営協議会運営状況について、一括で報告をさせていただきますので、担当の町田主査の方から報告させていただきます。

町田教育総務課主査 教育総務課主査、町田です。よろしく願いいたします。

まず、八王子市立学校における学校運営協議会委員についてでございますが、学校運営協議会を設置する学校として指定したときに、学校運営協議会の委員を教育長が決定し、追って教育委員会定例会にて御報告することとしていたものです。お配りしてある資料をご覧ください。平成21年度指定校でございますが、桐田小学校で10名、中山小学校で

10名、宮上小学校で10名、下柚木小学校で10名、また、第一中学校で10名、陵南中学校で9名の学校運営協議会委員を決定しております。

また、平成19年度指定校でございますが、委員の任期2年が満了いたしましたので、東浅川小学校で10名、第六中学校は委員の任期が残っています、秋山委員ですが、辞退願が提出されまして、教育長において解嘱しております。このため10名、宮上中学校で10名の学校運営協議会委員を決定しております。委員の任期は平成21年4月1日から2年でございます。

平成20年度指定校でございますが、陶鎔小学校で井出委員、紙本委員、水谷委員から辞退願が提出されまして、教育長において解嘱しております。後任といたしまして、前原委員、小山委員、原委員を学校運営協議会委員として教育長において、決定しております。

また、元八王子中学校ですが、委員が9人ございましたが、森田委員から辞退願が提出されまして、これも教育長において解嘱しております。後任といたしまして、常盤委員、春風委員を学校運営協議会委員として、教育長によって決定しております。

後任の委員の任期は、前任者の残任期間で一年でございます。

選出経緯でございますが、校長以外の委員につきましては、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、指定学校の校長から推薦がなされましたので、規則第4条第4項によりこれを尊重して、決定しております。規則第4条第1項に列記してあります保護者、地域住民、校長、学識経験者につきましては、各学校とも選出されております。

なお、委員には教育長及び学校教育部管理職より、第1回学校運営協議会にて委嘱状の交付をしております。

以上です。

続きまして、八王子市立学校における学校運営協議会の運営状況について、御説明いたします。

八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則、第13条第3項の規定に基づきまして、各学校運営協議会より、教育委員会あてに平成20年度学校運営協議会の運営状況について御報告がありましたので、概要について御報告するものでございます。

お配りしてあります資料1をご覧ください。学校運営協議会の運営状況についてまとめたものでございます。指定校でございますが、平成19年度に東浅川小学校、第六中学校、宮上中学校を指定し、指定後二年間を経過しております。

また、平成20年度に陶鎔小学校、浅川小学校、元八王子中学校、城山中学校を指定し、指定後一年間を経過しております。

まず、学校運営協議会の活動内容でございますが、定例会を10回から12回、おおむね月1回開催しております。指定一年目の協議会は基本的方針の承認など審議中心の活動で、学校運営の理解や、学校の現状を把握する活動となっておりますが、指定二年目の協議会は、部会などを設置、活用し、協議会が主催する活動に発展しております。

次に、学校運営協議会の成果でございますが、指定一年目の協議会は委員が学校運営を理解し、学校への支援が広がりましたが、指定二年目の協議会は、具体的な取り組みや学校支援体制が充実し、委員と教職員との意見交換や相互理解ができ、教職員の意識変容に結びついております。

また、学校運営協議会の課題でございますが、どの学校運営協議会も協議会活動の情報が地域へ伝わりにくいことを挙げております。指定一年目の協議会は教職員との連携を、指定二年目の協議会は活動内容の充実や組織の見直し、協議会事務局の運営方法を課題としております。

最後に、学校運営協議会の今後の取り組みでございますが、指定一年目の協議会は、教職員との懇談や部会などによる活動を、指定二年目の協議会は、部会も含めた活動の見直し、活動内容の充実を今後に取り組む内容としております。

なお、学校ごとの運営状況の概要でございますが、説明は省略いたしますが、資料2の状況となっております。

以上で、説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。

本件について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

水崎委員 2点、質問させていただきます。

1点目、委員についてなんですけれども、委員の構成、例えば、保護者、地域住民、学識経験者、こういう人数の割合だとか、男女の比率だとか、そういったことは事務局として助言とかされるんでしょうか。それとも、学校の方にお任せということによってやられるんでしょうか。

もう1点目、運営状況の報告というところなんですけれども、規則の第14条の、指導または助言というところで、教育委員会は協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して、指導または助言を行うものとなっておりますけれども、この

報告を基に事務局が協議会に対して、助言とか指導とかそういうのは行われたのか、それとも、とりあえずは報告ということで聞いているという状況だけなのか、その2点を教えてください。

町田教育総務課主査　　まず、委員の人数の構成なんですけども、教育委員会事務局の方から、この割合でとか、この男女比率でというお話はしておりません。校長先生から推薦をいただいて、そのまま決めているという状況であります。

それから、規則第14条の教育委員会の指導・助言なんですけども、私ども管理職の方、もしくは私の方で2回に1回程度傍聴して、学期に1回連絡調整会というものをして、その中で指導・助言をしております。

今回のこの話を受けてのまだ各学校には話はしてないんですけど、今年度平成21年度第1回学校運営協議会の方に、私が全部回るようにいたしまして、その場とか、終わった後に話はするようにいたしております。

小田原委員長　　そのほか、いかがですか。

和田委員　　まず、委員のことで教育委員会としての指導・助言になるのかどうかかわからないんですが、例えば、第一中学校の中には、元中学校の校長先生がお二人入って、さらにその自校の校長が入ってという、3人要するに中学校の校長が入って運営をしています。それがいけないということではないんですけども、広く意見を聞くということからすると、あまりそういう元校長経験者ばかり集めていくというのは、この運営委員会の性格を変えてしまうのではないかとということが、まず一つあります。

それから、同じように宮上中学校の方に、地元の小学校の校長先生がお二人入られているわけです。これも、考えてみると学校運営協議会の本来の趣旨からしたときに、もう少し広く地域の人だとか、市民だとか、そういういろんな立場の方からの意見を聞くというようなことがあってもいいんじゃないかなというふうに思っているんです。

そういうことを考えたときに、あまり近くの学校の校長先生方が集まって、意見形成をしたりとか、協議会の中身の方向性を決めるようなことがあると、何かそういう意味では広く開かれた学校づくりという点からすると、メンバー的にどうかなというところは感じるところなんです。いろんな事情があって、もし何か特にこういう宮上中あたりのメンバーについて、何かお考えが聞かれているようであれば、こういうメンバーを入れた理由について、何か考えていらっしゃるようであれば教えていただきたいなと思っております。

私が言うのもおかしいんですが、例えば、小中一貫をやるために、将来的には合同の学校運営協議会をつくっていこうという方向で考えていらっしゃるのか、何かそういう趣旨があるのかどうか、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っています。

町田教育総務課主査　　まず、第一中学校の校長、元中学校の校長先生、3人の話なんですけど、この方のうち一人は学校のすぐ近くに住まれているということで、御本人も地域住民として参加いたしますということですので、実質3人なんですけれども、元校長先生という立場ではお二人に参加していただいていると。

それから、宮上中学校なんですけど、実は、宮上中学校区の学校運営協議会というものを考えておまして、実際第1回の今年度の学校運営協議会、宮上小学校と下柚木小学校と、合同ではないんですけども、同じ場所で時間をずらして、一緒に開催しているという状況でございます。

和田委員　　そういうことも意図しているという部分があるということでしょうか。

町田教育総務課主査　　小中一貫教育との関係からも、小中での学校運営協議会を進めております。

小田原委員長　　全部がダブっているわけではないんですね。何人かをダブらせて、入り組ませているということ。

その考え方として、和田委員が指摘していることについての見解というのは、どうなんですか。

石垣学校教育部長　　宮上小、下柚木小、それから宮上中、この3校については、今後どういう形になるのか、ちょっと、私の方も行方を見ていかないといけないのかなと思ってますけども、合同形式になるのかどうか。そういうことも踏まえての動きというの、ちょっと感じ取れる部分がございますので、委員の構成については様子を見ていかなければいけないなと思ってます。

今回、この3校の校長がそれぞれに入っているということについては、そういう方向があるのかなということで、今回それは良しとしていたということでございます。

それから、一中ですけども、学識経験者の上野学園専任講師、この方も元校長だったんですけども、これは地域外から学識経験ということで呼んだんだと思うんですけども、もうお一方については、今、地域住民という話がありましたが、実際には町会長だったということもございまして、その中で選任されて地域から、そういうところから押されてこの中に入ってきたということで、結果的にお二人の元校長が入ってしまったということで

ございます。ほかに他意はございません。

また、母校という部分がございますので、ある意味では熱いものも出てくるのかなと思いますけれども、そこら辺は校長職にいた者ですから、現校長という部分を補佐しながらきっちりやっていただけるだろうと、そういう期待を持っているところでございます。

小田原委員長 学校評議員と今年度は二つ、それを成立させているわけですよね。その関係で人選が難しくなってきたという、そういうことはありませんか。

町田教育総務課主査 実は、今年度、地域運営学校13校置いているんですけども、学校評議員を置かないとした中学校は6校申し出がありました。

学校評議員をそのまま置くという学校が7校ありまして、人選が難しいからこういうことになったと、そういうことではありません。

小田原委員長 そうですか。

ということですが、学校評議員を置かなくてもいいというのが、後から出てきたものだから、委嘱をお願いした後で、そういうことが出てきても断るのが、非常に難しかったというような話。その逆を言うと、選任するのに非常に苦労したというそういう話も聞いたものですから、来年に向けてそのこのところの御手配よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、いかがですか。

和田委員 質問ではないんですけど、読ませていただいて、非常に各学校の学校運営協議会の運営状況がよくわかったということと、やはり、特色、それぞれの課題が違ってきているので、特色ある取り組みをされているんだなということを実感しました。

ここで書かれている、恐らく、会長がまとめて書かれていらっしゃるかなんだろうと思うんですけども、いろんな意味で校長先生ともう少しいろんな話し合いをしながら進めていくといいかなという部分を感じました。あまり例を挙げては恐縮なんですけれども、例えば、元八中学校などの分を読んでも、学校の中で先生方との関係などの部分などが、課題として取り上げられているようなところもあったりだとかしていますし、それから、表現上もいろいろなことがあるんでしょうけども、そういう先生のことが、例えば、今、申し上げたところは、元八中の最後、2番の学校運営協議会の成果のところなども、

のところなど、後半のところだけを見ますと、社会通念上、課題のある教員、主事は自分の好き勝手にしづらくなってきたとかいう、そういう表現があったりだとか、その下のところの課題のところには、初年度ということもあり、教員と一步距離を置いて学校教育の根幹等、本校の状況の理解と把握に努めたというところを見ると、距離を置いて見ると

いうことも大事だし、いい部分もあるんですが、こういうところをもっと一緒になって練り上げていくような、そういう体制があるといいかなというふうに思いました。

感想を述べたことになるんですが。

小田原委員長　ここは気になる場所ですね、かなり。かなり気になる。川上委員、何か御質疑ありませんか。

川上委員　私が考えるには、随分大きなことだなと思いますが、もう一つ、どこかの学校で、表記のことですけど、普通の学校と書いてあったところがあった。六中でしたか。六中の中(4)の主な取り組みで、授業時数8%増と書いてあるんですが、そのこのところ、何に比べて8%増なのか、そのときに980時間、括弧書きで普通の学校が980時間で六中は1,060時間にしますよということらしいんですが、ただ、こういうふうな書きものにしたときに、普通の学校って何だ、これ基準の何かがあると思います。ですから、やっぱり先ほど和田委員のおっしゃったように、お書きになった方の、それからこういう文章を読む人たちに対してもとか、いろいろなこともう少し考えていただければ、もっとよりよくそれぞれがなっていくのではないかなと、ちょっと気になりました。

小田原委員長　はい、どうぞ。

由井学校教育部参事　今の980時間というのは、学習指導要領の標準授業時数ということですので、それよりも8%多かったというふうに、恐らく、そういうことで書いたんだと思います。普通というよりも、標準的な時数だったということかと思います。

川上委員　ですから、そういうことを今度、逆に指導とか、何かお話があるときには、これをまだ読んでいらっしゃらないということでこちらにいらっしゃっているでしょうから、読んだ上で、ここはこういうふうな書き出しというか、表記の仕方も御理解いただくというか、そういうことだと。言っていること、同じことということになると、口で言うのと、紙で書くのと違いますので、そこら辺も御理解いただくようになれば、もっともっとよくなるのではないかなというふうに思っていました。

小田原委員長　そのほか、いかがでしょうか。

和田委員　この報告書は、取り扱いとしてはどういう形になるのですか。これは、各学校が教育委員会に提出したわけですけど、各学校ごとに公開はしているのでしょうか。あるいは、何か広報というか、学区ごとに配られているような、そういうような取り扱いになっているのでしょうか。今、指摘があったように、少し気になる人が読むと、随分気になる内容も入っているんですが、この文書の取り扱いを教えてください。

町田教育総務課主査　この報告書自体は、公開はいたしておりません。取りまとめたものを、教育委員会事務局の方で公開しようと思っています。ただ、基本的には、会長が書かれた文書なので、公開すべき文書ではあると思いますので、もう一度精査してそういう形にしたいと思います。

小田原委員長　これは、公開しても構わないものとして配布されてると理解していいのか、あるいは、公開を考えてないということであれば、あるいは今後会長が書いたものだから公開することになるだろうという話ですか。

そうすると、文言を修正する必要がある部分もあればどうなんですか。

穂坂教育総務課長　これは、今、報告をいただいた内容を、教育委員会の方で取りまとめて精査した中で、それを公開するという形を取りたいというふうに思っています。

ですから、そのままの形でストレートに公開するというのは、ちょっと問題があるだろうというふうに、私は感じておりますので、その辺のところは調整して、公開できるような形で、皆さんにお示ししたいというふうに思っています。

小田原委員長　ということで、いいですか。そのほか、どうでしょうか。

なかなか言いにくい部分も、運営協議会の中でもこの報告見るとかなりあったんではないかというふうに思うんですけども、それを課題として、あるいは成果として、各学校が出してきている、そういう理解で、この報告を受け取っていきたいというふうに思いますので、なお、根拠規定、要綱、規則でしたっけ、その規則の中で言われている教育委員会の指導と助言をさらに発揮していただければというふうに思います。

それでは、教育総務課からの報告は以上ということで、よろしいですか。

教育総務課からの報告は以上ということで、終わります。

続いて、学事課の報告をお願いします。

小松学校教育部主幹　前回、報告の中で、中学校給食の４月分の申し込み状況について報告をいたしましたところであります。最新、４月１７日現在の数字が出ました。それと、現在進捗している中で、各学校ごとの申し込み率も判明いたしましたので、その御報告をさせていただきます。

まず、生徒であります、こちらの教職員を除く喫食率、申込率につきましては、 36.87% となっております。前回と比較しても変わっておりません。生徒及び教職員につきましても、 35.47% であります。

わずかの期間でありますので、数字の増加はございましたが、全体の率につきましては

影響はございませんでした。

裏面をご覧ください。こちらは、エリア、学校ごとで生徒のみの申込率、全体の申込率をお示したものでありますが、その中で第1エリアでは加住中学校、生徒のみ49.15%、それから第2エリアにつきましては、七国中学校、50.14%、第3エリアにつきましては、浅川中学校、47.33%。それから、第4エリアにつきましては、松木中学校、48.60%ということでした。これにつきましては、今後、生徒・保護者等へのアンケート調査を通しまして、その内容について分析をしていく予定であります。

以上でございます。

小田原委員長 学事課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見ございますか。特にございませんか。

水崎委員 分析ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。ちょっとこの内容と外れるかもしれないんですけど、給食のことで教えてほしいことがあるんです。

実は、献立表がホームページでもアップされていると思うんですけど、あれは一カ月の献立が出ますよね。日によってカロリーが、632カロリーと1034カロリーと、違う日もあるんですけど、あれは一カ月をトータルして中学生に必要なカロリーということでの受け取り方でよろしいのでしょうか。

小松学校教育部主幹 通しまして、850キロカロリーでございます。

以上であります。

石垣学校教育部長 ちょっと補足で説明をさせていただきますけども、生徒の実数が100人ぐらい違いますから、ちょっとパーセンテージが高くなっちゃうんですけども、学年別での喫食率というので差が出ていますので、これ御報告した方がいいかなと思います。

1年生が約45%、2年生が37.4%、3年生が29.2%、全体としてはこういう数字が出ています。学校ごとでは、ばらつきがあるかもしれませんが、1年生が特に多いというのは、数字として表れているかなと思っているところであります。

小田原委員長 これ、数字としてはそうなんだけれども、それを分析の観点から見るとどういうふうに見えますか。

小松学校教育部主幹 これにつきましては、アンケート、調査状況報告等は受けておりません。ただ、現場からの質問等に合わせまして、校長先生等の報告、質問等を伺いますときに、小学校の給食からの延長線上で、中学校給食というものを考えているのが、1年生

ではないのかという現場の、校長先生等の声はありました。

以上でございます。

小田原委員長 食育推進をする八王子市教育委員会として、これをどうとらえるかというのは大きな問題だと思うんです。今のお話聞いても、小学校から給食があって、1年生はという数字になっている、3年生はこうだということになったときに、これはどう考えるかということ。数字だけ出すんじゃなくて。さっき水崎委員が分析という言葉使われたけど、分析はほとんどこの数字の中から出てこないんです。

小松学校教育部主幹 それにつきましては、今後、内部等で検討をいたしまして、その方向性について分析をしていきたい。また、それに対しての対応策を考えていきたいと思っております。

小田原委員長 だから、それが遅いんです、それが。こういう数字が出てきたときに、どう考えるかというのは、内部でもっと、どう考えるか、どう対応していくかと、考えなきゃいけないんじゃないですか。だから、前回もお話したんだけれども、これを入れるについては、八王子弁当給食なんだけれども、入れるについては食育を推進するということでもって、導入するんだという基本的な方向づけをしたわけです。何も、給食入れてくれという声に答えて入れているだけじゃないんだということだったわけで。そういうことを考えたときに、我々が考えているような方向ではない流れが、多分、今後生じてくるだろうというときには、議会の方も含めて考えなきゃいけない話だろうと思いますけど。ぜひ、実態がこうだから、こうだっていうそれは、報告するだけではなくて、どうするんだということをきちんと示していただきたい。

小松学校教育部主幹 その方向性で行きたいと思っております。

小田原委員長 よろしく願います。

野村学事課長 追加で御報告しますけれども、食育推進計画も、学校における食育推進計画も決まってまいりました。また、小中一貫教育の指導仕様の中でも、9年間かけてお弁当づくりをできるような子どもたちを育てていこうという目標も立てております。その中で、子どもたちと保護者が一緒になって、自分たちの食事、食べる物をどのように考えていくかということ、これから着々とと言いましょうか、粛々とと言いましょうか、それを形の中で進めていくというふうなことを考えております。

小田原委員長 それは粛々と、着々と進めるという言葉があったんで、ぜひお願いしたいことがあるんですけど、僕は、この数字を聞いたときに、すぐ各中学校の食育基本計画は

どうなっているんだということ、物すごい気になるわけです。そこで、家庭科の先生がどういうふうを考えているのかということをお聞きしたいわけです。聞けませんから、お願いは、中学1年生の家庭科の時間にぜひ弁当をつくるということから入ってほしいわけです。自分で弁当をつくれと。自分で弁当をつくるには、どういうことを考えなきゃいけないとか、そのときに食育のさっきのカロリーの話もあったけれども、カロリーだとか、栄養だとか、食が大事だと、健康づくりは人間づくりの基本なんだから。そういうことをぜひ考えて進めるということをやってほしいと。これはお願いします。

野村学事課長　　今、おっしゃっていたようなことを校内の中で、全体的に進めるためにも、各学校に食育推進リーダーを置いて研修を重ねるとともに、学校全体で理解するような形で進めていくように考えています。

小田原委員長　　そのほか、いかがですか。よろしいですか。

特にないようでございますので、学事課の報告は以上ということで、次に移りたいと思います。お疲れさまでした。

次に、指導室から御報告願います。

宇都宮指導室統括指導主事　　元川口小学校の教員に係ります裁判の判決に対する控訴について、御報告申し上げます。古川主査の方から、御説明申し上げます。

古川指導室主査　　指導室主査、古川です。

元川口小学校教員に係る裁判判決に対する控訴について、御説明させていただきます。

本件につきましては、2月25日の定例会で御報告しておりますとおり、地裁では全部勝訴ということになっております。この判決について、原告は不服といたしまして、東京高等裁判所に控訴したものです。

控訴事件の当事者でございますけれども、控訴人は臼井裕子、事件当時八王子市立川口小学校の教員でございます。被控訴人が、東京都と八王子市でございます。

控訴の趣旨ですけれども、原判決を取り消す、東京都が控訴人に対して行った戒告処分を取り消す、被控訴人は控訴人に対し100万円及びこれに対する年5分の割合の金員を支払うというものでございます。

控訴の理由についてですが、本件各処分の違憲性、違法性について著しい事実誤認を原判決がしており、証拠評価を誤るというものでありますので、速やかに取り消されるべきであるという理由になっております。ただし、現段階では新たな事実や証拠などの提出はございません。

今後の対応でございますけれども、同じく被控訴人であります東京都と連携いたしまして、訴訟対応を進め、本件請求を棄却するとの判決を求めていきたいと考えております。

なお、第1回目の口頭弁論期日は、6月2日の予定でございます。

以上でございます。

小田原委員長 指導室からの説明は終わりました。

本件について、何か御質疑、御意見ございませんか。

これは、応訴するしかないということですね。よろしく申し上げます。

次に、生涯学習総務課から御報告願います。

桑原生涯学習総務課長 それでは、平成10年から行っています、はちおうじ出前講座の実施について、平成21年度もここで準備が整いましたので、行うこととしておりました。市役所及び、他の官公署、企業含めて全部で120事業になります。詳細については、前田主査から御報告いたします。

前田生涯学習総務課主査 それでは、出前講座について御報告させていただきます。この出前講座は、市民で構成するグループや団体が主催する学習会などに、市の職員などが出向いて職員の専門知識をいかした担当事業についての講義を行い、市民の生涯学習に対する支援と意識の向上を図るとともに、市政に関する理解を深めていただくことを目的に平成10年10月から68種類の講座で開始いたしました。

その後、警察署、消防署、税務署、東京ガス、東京電力、東京地方検察庁、東京保護観察所などと連携いたしまして、今年度は新たに下段のところに4番のところに載っておりますけれども、8つの講座を加え、120の講座を提供することとなりました。

市民の皆様には、5月1日号の広報「はちおうじ」や、ホームページなどで御案内し、お手元に配布しております桜色の21年度版の冊子を市役所事務所、市民センターなど関連施設で配布する予定でございます。

御報告は、以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は、終わりました。

これについて何か、御質疑、御意見ございませんか。

川上委員 これは、年間でどれくらいの御要望があるんですか。

前田生涯学習総務課主査 平成20年度の数値でございますけれども、まだ市役所編ということで、それ以外の官公署の方はちょっと数字の方がまだ挙がってきていないんですけれども、市役所の中では件数として317件で、参加人数は2万8,000人強でございます。

ます。

小田原委員長 学校では、かなり多いと言っているんですか。学校からの要望、学校に来てくださいというような。そういうのは、あんまりない。

桑原生涯学習総務課長 交通安全とか、こういうことで警察とかが行う出前講座、こういうのは学校等々多いです。

小田原委員長 学校が来てくださいますと言えば、もっと2万人なんてもんじゃないんだろうね。

桑原生涯学習総務課長 今、前田の方から申し上げた市役所だけじゃなくて、官公署もとなりますと、件数で1,400、例えば19年度1,601件で、15万4,600人程度と出てますので、これ交通安全ですとか、安全・安心、健康関係、福祉関係、これが上位を占めてます。特に、学校は交通安全の関係が上位を占めてます。

小田原委員長 消防庁とか、税務署なんてのは、もっと来てくれというふうになると違って来るでしょうね。

そのほか、ございませんか。

東京ガス、東京電力あたりのこの地球温暖化に対する取り組みなんていうのは、学校でもぜひ活用していただければというふうに思いますので、学校への働きかけもしていただければと思います。

由井学校教育部参事 東京ガス等の環境教育関係で、校長会等で資料をお配りいただいたりとか、御説明いただいたりとか、そういう形で推進するようなことはしております。

ただ、警察との連携、警察が学校に来るということに関しましては、セーフティー教室で学校に来ておまして、それだけでもかなり回数が多くて、なかなかうまく回っていない、うまくは回っているんですけども、回をちゃんと決めて学校を決めてちゃんと実施していると、そういうふうな状況でございます。

小田原委員長 ということですが、よろしゅうございますか。

特にないようでございますので、生涯学習総務課からの御報告は終わりいたします。

続いての報告は、何かございますか。報告等ございませんか。

萩生田施設整備課長 すみません、第6号議案で関連しまして、1件御報告をさせていただきたいと思っております。

先ほど、誰でもトイレという言葉が出てきました。これについては、東京都福祉のまちづくり条例で使用している言葉でございます。東京都福祉のまちづくり条例で使用してい

る言葉でございまして、内容といたしますと、ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者、車いす利用者、子連れの方、オストメイトなど、できるだけ多くの人が利用できるように設計されたトイレといったものでございます。新しく改築する学校については、すべてこの誰でもトイレを設置をしているという状況でございます。

以上です。

小田原委員長　だから、和田委員が御質問したのは、その後に御質問しようとしたのは、身障者用トイレという言葉ではないのかと、あるいは入れることにならないかということについてはどうなんですか。

萩生田施設整備課長　誰でもトイレは、身障者を超えてと言いましょうか、ユニバーサルデザインの考えに基づいてますので、高齢者を含めた方も利用できるということで、身障者用トイレを超えていると、枠の中では、範囲の中では超えているというふうに思っております。

それで、新たに参考までに申し上げますと、新しい施設じゃないところで、身障者等の方が、児童・生徒が入学した場合には、既存の洋式トイレ等を改造しまして、身障者対応としてのトイレという形では改造しております。

小田原委員長　お年寄りも含むのは、ユニバーサル何とか条例によるんでしょうけども、身障者用トイレというのはそういうものじゃないんですか。要するに、愛称じゃないんですか、誰でもトイレというのは、違いますか。

萩生田施設整備課長　条例ではっきり規定されてまして、都条例で規定されてまして、その内容も、入り口については85cm以上とか、腰かけ便座とか、手すりは配置をすとか、床面については段差のないものにすとかいったものでございます。

小田原委員長　それはわかる。身障者用トイレと同じじゃないですか。

萩生田施設整備課長　身障者は身障ですけども、プラス高齢者等を、要するにユニバーサルデザインの考えに基づいて、車いす利用者とか、オストメイトとか、そういう身障の方以外、高齢者あるいは子ども連れの方でも利用できるトイレという中で、それを誰でもトイレと呼んでいるというふうなことでございます。

小田原委員長　ということで、よろしいですか。

そのほか、ございますか。

石垣学校教育部長　特にございません。

小田原委員長　委員の皆さんの方で、何かございませんか。

水崎委員 きょう、齋藤館長がいらしてますが、実はきょうの読売新聞に、こども科学館のプラネタリウム、この入館者が大幅に増加したという記事が載ってました。

昨年度は5万1,174人が訪れ、この内有料観覧者は1万7,941人で、2006年度よりも6,200人多かったということで、最新の機器を取り入れたことでこういう効果があったんじゃないかという、とっても大きな記事が出たんです。

こういうのをご覧になった市民の方は、さらにまた、こども科学館に来館してくださればうれしいなと思ひまして、館長の写真まで入った記事が載りましたので、せっかく館長いらしてますので、一言お話しされたらどうかなと思ひました。

小田原委員長 答えられるような質問とか……。この理由とか、語られていると思ひますけども、そこのところを詳しく、お話できれば。

齋藤生涯学習スポーツ部主幹 御質問いただいてありがとうございます。本日、朝刊の方に大きな記事、読売新聞で掲載をしてくれまして、実は、情報として事前にお流しできればよかったんですが、取材そのものは先週の金曜日に読売新聞の立川支局の記者さんが来てくれまして、半日かけて科学館に居てくださりまして、プラネタリウム番組もご覧いただいた上で本日の記事になりまして、きょう出るというお話が記者さんから来たのが直前だったものですから、事前等に情報をお流しすることができなくて大変申しわけありませんでした。

このように今回の記事になった、いわゆる、有料観覧者、特に高校生以上、大人の方が非常に6,200人増えたというのは、これは私の館長としての実績以前のことですけれども、プラネタリウムをやっぱりリニューアルしたということと、それと、番組自体も大人の方にも十分楽しんでいただけるような番組を導入したということが、一つの実績になっているかと思ひます。

委員からも御指摘いただきましたように、本市としての中身を、科学館としての本市としての中身を充実していくことと合わせて、パブリシティ、広報、PR活動に力を入れていかない、まだ、なかなか知っていただけないというようなこともございますので、これからはPR活動にも力を入れていきたいと考えてます。

以上です。

小田原委員長 ということですが、いいですか。

せっかく館長が、そこにお座りですから、さらに私の方から。行事一覧がきょう、ここに届いているんですが、こしはガリレオの400年記念年だということで、折しも皆既

日食があるというので、日食学習会が計画されているということなんですが、これは6月21日の1時間だけなんですね。1日だけの1時間だけですか。

齋藤生涯学習スポーツ部主幹　こちら、6月末までの今回、表をお配りをさせていただいてございますので、7月に入りましても、もう2回学習会を予定をしております、当日本番は、当然観覧の会を開きたいと、そのような計画を考えております。

以上です。

小田原委員長　お願いは、できるかどうかの問題もあるでしょうけれども、せっかくの記念年なので、もっとやって、そしてそのパブリシティをもっと活用してということができれば、子どもたちの夢が宇宙に広がって行くんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺もちょっとまた御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　こども科学館は、以上ということでよろしいですか。

私から1件あるんですが、今回は、施策連絡会と一緒に校長たちに対して、私どももお話ししたんですが、そのときに校長先生方に対して、ああせいこうせいというような話ばかりしちゃうと、うんざりするような顔もありましたので、あまりいろいろ言わなかったんですけども、先ほど、教育長のところに副校長会の代表が訪問されたという話を伺って、副校長たちについては、卒業式・入学式、それから小中一貫校の開校式等の流れの中で、副校長の動きがいかかと思われるのが、何件かあったんです。

もう新学期になって第3週に入るわけなんですけれども、その副校長の講習の手配が不十分なために、3週入ってもまだ授業ができない教科のところがあるという話もあるんです。そんな話は、どこか伺ってますか。届いていませんか。

そんなことを聞くと、やっぱり副校長の問題もあるんだけれども、校長の指導力というのか、そこが問われるわけで、当事者が、折衝に当たるのが副校長だとしても、その副校長に任せっきりで校長に当事者意識がないというのは、やはりまずいわけですので、副校長の動きも気になるところは校長にも責任があるんだということを、きちんとやはり伝えていただきたいというふうに思ひます。

ということをつけ加えて、皆さんの中ではそのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にならぬようでございますので、以上で本日の定例会の議事日程をすべて終了ということにしたいと存じます。

これを持ちまして、本定例会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

【午後 3 時 3 0 分閉会】